

科学技術・学術審議会総合政策特別委員会の公開の手續について（案）

平成 29 年 12 月 6 日
科学技術・学術審議会
総合政策特別委員会

科学技術・学術審議会総合政策特別委員会運営規則第 6 条に基づき、科学技術・学術審議会総合政策特別委員会の公開の手續について、以下のように定める。

1. 会議の日時・場所・議事を開催の原則 1 週間前の日（1 週間前の日が行政機関の休日（以下「閉庁日」という。）の場合は、その直近の行政機関の休日でない日（以下「開庁日」という。）とする。）までにインターネット（文部科学省ホームページ <http://www.mext.go.jp/> の報道発表の一覧）に掲載するとともに、文部科学省大臣官房総務課広報室（文部科学記者会）に掲示する。
2. 傍聴については、以下のとおりとする。
 - (1) 一般傍聴者
 - ①一般傍聴者については開催前々日（前々日が閉庁日の場合は、その直前の開庁日とする。以下同じ。）17 時までに科学技術・学術審議会総合政策特別委員会の庶務の総括部局（文部科学省科学技術・学術政策局企画評価課）に登録する。
 - ②基本的には先着順に傍聴者を決定する。
 - (2) 報道関係傍聴者
報道関係傍聴者については、1 社につき原則 1 名とし（撮影のために会議冒頭のみ入場する報道関係者を除く。）、開催前々日 17 時までに科学技術・学術審議会総合政策特別委員会の庶務の総括部局（文部科学省科学技術・学術政策局企画評価課）に登録する。
 - (3) 委員関係者、各府省関係者
委員関係者、各府省関係者については、開催前々日 17 時までに科学技術・学術審議会総合政策特別委員会の庶務の総括部局（文部科学省科学技術・学術政策局企画評価課）に登録する。
 - (4) 傍聴者数については、会場の都合により人数を制限する場合がある。
3. 会議の撮影、録画、録音について
 - (1) 傍聴者は、主査が禁止することが適当であると認める場合を除き、会議を撮影、録画、録音することができる。
 - (2) 会議の撮影、録画、録音を希望する者は、傍聴登録時に登録する。
なお、会議を撮影、録画、録音する者は、以下のことに従うものとする。
 - ①会議の撮影、録画、録音に際しては、会議の進行の妨げとならないよう、主査又は事務局の指示に従うものとする。
 - ②スチルカメラ及びビデオカメラによる撮影等は、事務局の指定する位置から行うものとする。
 - ③撮影用等照明器具の使用は原則として会議冒頭のみとする。
 - (3) 委員会の記録は、委員確認済みの議事録をもって公式の記録とする。

4. その他

- (1) 傍聴者が、会議の進行を妨げていると主査が判断した場合には、退席を求めることができることとする。また、主査が許可した場合を除き、会議の開始後に入場する事を禁止する。
- (2) その他、詳細は主査の指示に従うこととする。